はぴくろ通信

happy clover news

NO. 36

2026 年 あき

11 月 20 日は、宗像市子どもの権利の日

宗像市は、平成 24 年 4 月に「宗像市子ども基本条例」を施行し、
11 月 20 日を**「宗像市子どもの権利の日」**としています。

宗像市で定める 4 つの「子どもの権利」

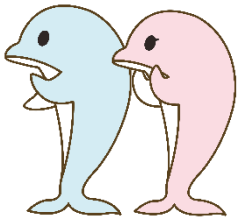
① **安心して生きる権利**　：命が守られ安全に生活できます。差別や暴力を受けることなく、健全な発達を妨げる環境からも守られます。

② **自分らしく生きる権利**：個性や考えが大切にされます。プライバシーが守られます。

③ **豊かに育つ権利**　：学ぶこと、遊ぶことができます。良い事、悪い事や社会のルールについてきちんと教えてもらうことができます。

④ **意見を表明する権利**　：自分の考えや意見を表明し、尊重されます。社会に参加するための適切な支援が受けられます。

☆自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利も大切にしましょう！
☆あなたや、あなたのまわりの人の権利が、大切にされていないと感じたときには、家族や友達、先生、はぴくろなどまわりの人たちに相談してくださいね！



宗像市民図書館中央館にて展示

毎年、宗像市子どもの権利の日に合わせて、宗像市民図書館中央館(宗像ユリックス本館)において、子どもの権利とむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関する展示をしています。

【展示について】

- 期間　：10月 30 日(金)～11 月 25 日(水)
- 場所　：　宗像市民図書館中央館
  (宗像ユリックス本館)
- 開館時間：10 時～18 時
- 休館日　：月曜日(祝日の場合は翌平日)



はぴくろ絵本の
「あなたのきもちきかせてよ」
も貸し出しできます✨
ぜひ見てください！



東海大学付属福岡高等学校 文化祭
「けやき祭」に初出店しました!!

「オリジナルメッセージカード作り」をしました!!沢山のご参加ありがとうございました☆

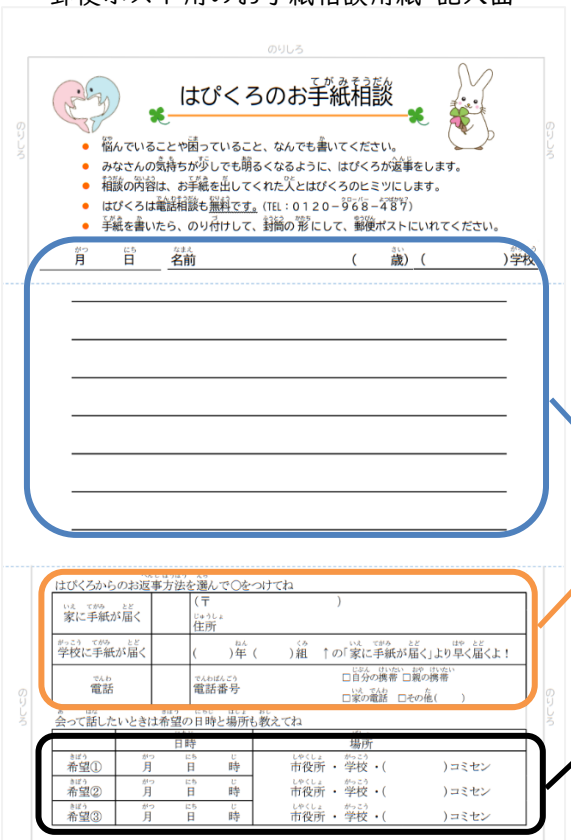




郵便ポスト用　お手紙相談用紙の紹介

郵便ポスト用お手紙相談用紙は、学校やコミュニティ・センターに設置しています。下に記載している二次元コード(はぴくろの子ども向け相談受付フォーム)からも、受け取ることができます。気軽に利用してください。

郵便ポスト用のお手紙相談用紙　記入面



送信面









【書き方】

① 名前・年齢・学校名・相談内容を書く

② はぴくろからのお返事方法①家に届く②学校に届く③電話 のいずれかを選択する。
※家の場合は住所、学校の場合は学年とクラス、電話の場合は番号を忘れずに記入する。

③ 会って話したいときは、希望日時と場所を記入する。

④ 点線に沿って折り、のりを付け貼りあわせて、ポストに投函する。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

相談対象：宗像市に住んでいる 18 歳未満の子ども
相談できる時間：月～金曜日（土日・祝日はお休み）午前 10 時から午後６時まで
相談場所：宗像市役所西館１階（宗像市東郷１丁目１番１号）　※ 学校やコミセンでも相談できます
相談方法：①電話相談　②会って相談　③お手紙相談　④オンライン相談
子ども専用フリーダイヤル：0120-968-487（クローバー　よつばかな？）　※ 電話代はかかりません

相談受付はこちらから